

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月9日
【計算期間】	第18期（自 平成20年6月11日 至 平成20年12月10日）
【ファンド名】	日本株バリュー・ファンド
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	荻久保 育子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型	内外	不動産投信	E T F	特殊型 ()
		その他資産 ()		
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本			T O P I X	条件付運用型
大型株	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 ()
中小型株	年6回	欧州				
債券	(隔月)	アジア				
一般	年12回	オセアニア				
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東 (中東)				
クレジット	()	エマージング				
属性 ()						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

有価証券報告書（内国投資信託）

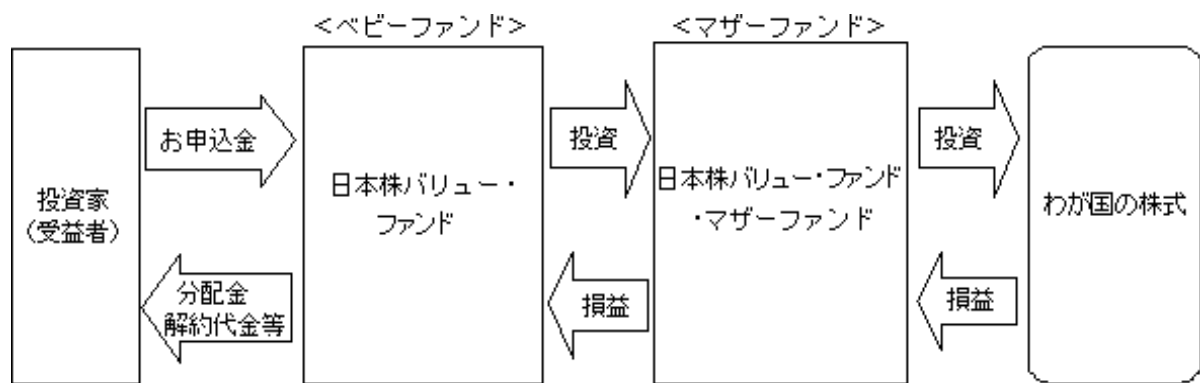
投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

運用はファミリーファンド方式により行い、日本株バリュー・ファンド・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）への投資を通じて、わが国の株式への実質的投資を行います。なお、当ファンドで直接投資をすることがあります。ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みのことをいいます。

す。



<ファンドの特色>

1 わが国の大型・中型株式に主に投資します。

- ・原則、東京証券取引所第一部上場株式を中心に投資しますが、東京証券取引所第二部上場株式、ジャスダック証券取引所上場株式等に投資することがあります。
- ・当ファンドの実質的な運用は、「日本株バリュー・ファンド・マザーファンド」を通じて行います。

2 企業の資産価値や収益力等から判断して、『株価が割安に放置されている銘柄』を厳選して投資します。

- ・収益動向等の変化、株価の変動などによる割安度の変化、新規投資候補銘柄との相対比較等を勘案し、組入銘柄は適宜入れ替えます。
- ・組入銘柄については、主にPBR^(注1)（株価純資産倍率）が市場平均以下で、かつ時価総額が大きい銘柄の中から銘柄選択を行う方針です。

(注1) PBR（株価純資産倍率）とは、Price Book-Value Ratioの略で、株価を1株当たり純資産（自己資本）で除したものの、この値が小さいほど当該株式は割安であると評価されます。

当ファンドの主な銘柄選択基準

株価が割安な銘柄



- 企業が保有する財産（土地・株式・お金などから借入金を差し引いたもの）の価値と比較して株価（企業の値段）が割安な銘柄に注目します。
- さらに、中期的な収益予想（売上動向、コスト構造、マネジメントなどを分析します）と比較して株価が割安な点も考慮します。

上記は銘柄選定の視点を示したものであり、実際に当ファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

3 RUSSELL/NOMURA Large Cap Valueインデックス^(注2)をベンチマーク^(注3)とします。

(注2) RUSSELL/NOMURA Large Cap Valueインデックスは、RUSSELL/NOMURA 日本株インデックスを構成するインデックスの一つです。RUSSELL/NOMURA Large Capインデックスは、わが国の全金融商品取引所全上場銘柄の全時価総額（時価総額は全て安定持株控除後）の98%超をカバーするRUSSELL/NOMURA Total Marketインデックスのうち、時価総額上位約85%の銘柄により構成されています。RUSSELL/NOMURA Large Capインデックスのうち低修正PBR銘柄により構成されるインデックスがRUSSELL/NOMURA Large Cap Valueインデックスです。

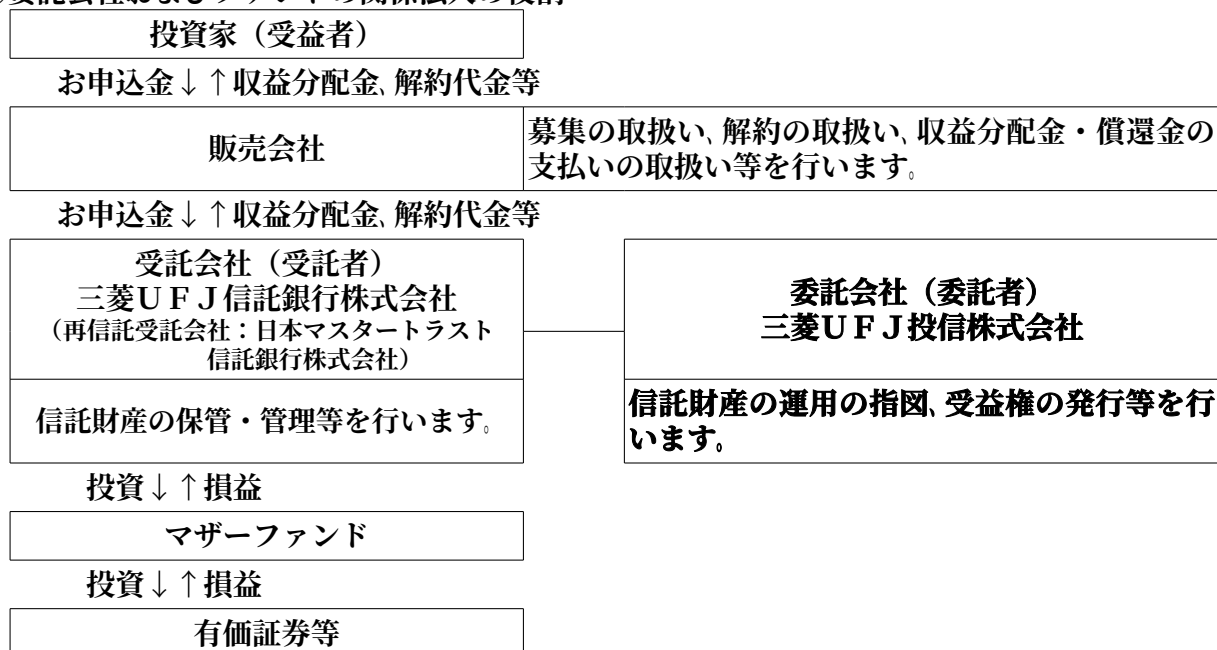
RUSSELL/NOMURA 日本株インデックスは、Frank Russell Companyと野村證券株式会社が作成している株価指数で、当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はFrank Russell Companyと野村證券株式会社に帰属します。また、Frank Russell Companyと野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

(注3) ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

① 委託会社およびファンドの関係法人の役割



② 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③ 委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成21年1月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成21年1月末現在）

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

日本株バリュー・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほかわが国の株式（金融商品取引所上場および店頭登録株式）に直接投資することがあります。

RUSSELL/NOMURA Large Cap Value インデックスをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

株式以外の資産への実質投資割合（信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が信託財産の総額に占める割合）は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする日本株バリュー・ファンド・マザーファンドの受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。）で16. で定めるもの以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の

受益証券に限ります。）

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

③その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

1. 有価証券先物取引等
2. スワップ取引

<日本株バリュー・ファンド・マザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

（運用方法）

①投資対象

わが国の株式（金融商品取引所上場および店頭登録株式）を主要投資対象とします。

②投資態度

a. 主としてわが国の大型・中型株式の中から、企業の収益力や資産価値等から判断して、株価が割安に放置されていると思われる銘柄を厳選して投資することを基本とします。

※大型・中型株式の分類は「RUSSELL/NOMURA 日本株インデックス」の分類に準ずるものとします。

b. RUSSELL/NOMURA Large Cap Valueインデックスをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

c. 組入銘柄については、適宜見直しを行い、必要に応じ入替えを行います。

d. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

e. なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

①株式への投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

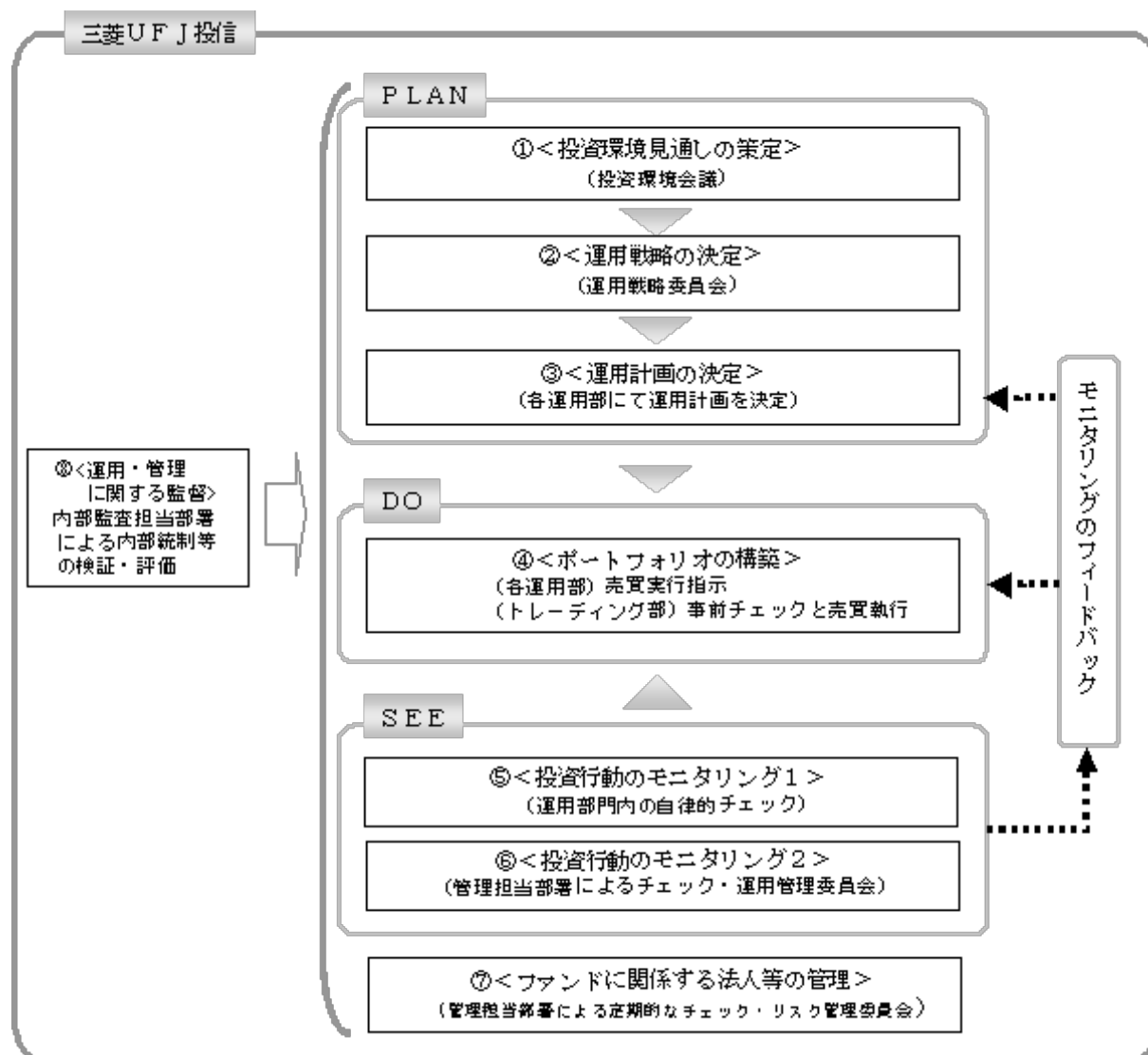
⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。

⑨スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管

理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年3月10日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

②新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥有価証券先物取引等

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象②金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象②金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象②金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑥で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑦スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑤に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨有価証券の借入

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権

証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを委託会社に指図しないものとします。

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

当ファンドは、株式を実質的な主要投資対象とし、RUSSELL／NOMURA Large Cap Valueインデックスを上回る投資成果をめざしていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格・RUSSELL／NOMURA Large Cap Valueインデックスが下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク

（価格変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

②信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

③流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.15%※（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

「日本株セレクト・オープン“日本新世紀”」を構成する他のファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日にファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、ファンドの申込手数料は、上記申込手数料の範囲内で販売会社が定めるものとします。ただし、販売会社によっては、「スイッチング」の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.575%※（税抜 年1.5%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.735%※ （税抜 年0.7%）	年0.735%※ （税抜 年0.7%）	年0.105%※ （税抜 年0.1%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。

- ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
- ・先物取引・オプション取引に要する費用
- ・有価証券の保管に要する費用

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。特別分配金（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）は課税されません。

原則として、20%（所得税15%および地方税5%）の税率^{（＊）}で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、20%（所得税15%および地方税5%）の税率^{（＊）}となります。

（＊）平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、特例措置により普通分配金を含むその年分の上場株式等の配当等の合計額（年間の普通分配金等が1万円以下のファン

年間100万円以下の場合 ^{※1}	…	10%（所得税7%および地方税3%）
年間100万円超の場合 ^{※2}	…	（100万円以下の部分） 10%（所得税7%および地方税3%） （100万円超の部分） 20%（所得税15%および地方税5%）

※1 申告不要の特例があります。

※2 申告不要の特例はありません。確定申告が必要となります。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、特例措置により譲渡益を含むその年分の上場株式等の課税譲渡所得等の合計額に応じ、次の税率が適用となります。

年間500万円以下の場合 ^{※1}	…	10%（所得税7%および地方税3%）
年間500万円超の場合 ^{※2}	…	（500万円以下の部分） 10%（所得税7%および地方税3%） （500万円超の部分） 20%（所得税15%および地方税5%）

※1 特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、申告不要の特例があります。

※2 特定口座（源泉徴収選択口座）においても確定申告が必要となります。

解約時および償還時の損失については、収益分配金（申告分離課税を選択した収益分配金に限ります。）・上場株式等の譲渡益等との損益通算の仕組みがあります。買取り時の利益は譲渡所得として課税され、損失は解約と同様に損益通算の対象となります。買取り、損益通算の取扱い等については、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税15%）の税率（平成21年3月31日までは、7%（所得税7%））で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成20年12月30日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,993,055,311	99.77
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	6,999,887	0.23
純資産総額		3,000,055,198	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成20年12月30日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	日本株バリュー・ファンド・マザーファンド	親投資信託 受益証券	—	2,270,734,627	1.3043 1.3181	2,961,719,174 2,993,055,311	— —	99.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成20年12月30日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.77
合 計	99.77

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成20年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成12年 6月12日)	7,889,306,745 (分配付) 7,383,420,029 (分配落)	10,917 (分配付) 10,217 (分配落)
第2計算期間末日 (平成12年12月11日)	4,795,540,568 (分配付) 4,795,540,568 (分配落)	10,205 (分配付) 10,205 (分配落)
第3計算期間末日 (平成13年 6月11日)	7,677,411,938 (分配付) 7,275,977,943 (分配落)	11,475 (分配付) 10,875 (分配落)
第4計算期間末日 (平成13年12月10日)	7,340,913,433 (分配付) 7,340,913,433 (分配落)	8,716 (分配付) 8,716 (分配落)
第5計算期間末日 (平成14年 6月10日)	5,172,241,348 (分配付) 5,027,524,160 (分配落)	10,722 (分配付) 10,422 (分配落)
第6計算期間末日 (平成14年12月10日)	4,288,240,692 (分配付) 4,288,240,692 (分配落)	8,191 (分配付) 8,191 (分配落)
第7計算期間末日 (平成15年 6月10日)	4,226,617,101 (分配付) 4,226,617,101 (分配落)	8,918 (分配付) 8,918 (分配落)
第8計算期間末日 (平成15年12月10日)	5,072,096,365 (分配付) 4,885,217,733 (分配落)	10,856 (分配付) 10,456 (分配落)
第9計算期間末日 (平成16年 6月10日)	5,509,981,806 (分配付) 5,248,352,368 (分配落)	12,636 (分配付) 12,036 (分配落)
第10計算期間末日 (平成16年12月10日)	5,595,390,890 (分配付) 5,595,390,890 (分配落)	11,433 (分配付) 11,433 (分配落)

	純資産総額	基準価額 （１万口当たりの純資産価額）
第11計算期間末日 （平成17年 6月10日）	5,230,748,535（分配付） 5,230,748,535（分配落）	12,214（分配付） 12,214（分配落）
第12計算期間末日 （平成17年12月12日）	7,762,617,601（分配付） 6,839,194,504（分配落）	16,813（分配付） 14,813（分配落）
第13計算期間末日 （平成18年 6月12日）	7,433,511,985（分配付） 7,433,511,985（分配落）	13,945（分配付） 13,945（分配落）
第14計算期間末日 （平成18年12月11日）	7,251,935,439（分配付） 7,176,915,336（分配落）	14,500（分配付） 14,350（分配落）
第15計算期間末日 （平成19年 6月11日）	7,355,705,928（分配付） 6,947,292,378（分配落）	16,209（分配付） 15,309（分配落）
第16計算期間末日 （平成19年12月10日）	5,815,657,934（分配付） 5,815,657,934（分配落）	13,326（分配付） 13,326（分配落）
第17計算期間末日 （平成20年 6月10日）	5,113,844,857（分配付） 5,113,844,857（分配落）	11,948（分配付） 11,948（分配落）
第18計算期間末日 （平成20年12月10日）	3,012,231,289（分配付） 3,012,231,289（分配落）	7,335（分配付） 7,335（分配落）
平成19年12月末日	5,492,774,550	12,550
平成20年 1月末日	5,050,370,166	11,577
2月末日	4,987,679,227	11,458
3月末日	4,577,749,495	10,537
4月末日	5,066,297,796	11,738
5月末日	5,148,668,099	12,016
6月末日	4,821,452,627	11,296
7月末日	4,793,407,468	11,375
8月末日	4,629,371,263	11,031
9月末日	4,091,125,118	9,911
10月末日	3,112,229,582	7,575
11月末日	3,021,072,498	7,353
12月末日	3,000,055,198	7,406

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	700円
第2計算期間	0円
第3計算期間	600円
第4計算期間	0円
第5計算期間	300円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	400円
第9計算期間	600円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	2,000円
第13計算期間	0円
第14計算期間	150円
第15計算期間	900円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	9.17
第2計算期間	△0.11
第3計算期間	12.44
第4計算期間	△19.85
第5計算期間	23.01
第6計算期間	△21.40
第7計算期間	8.87
第8計算期間	21.73
第9計算期間	20.84
第10計算期間	△5.00
第11計算期間	6.83
第12計算期間	37.65
第13計算期間	△5.85
第14計算期間	3.97
第15計算期間	12.95
第16計算期間	△12.95
第17計算期間	△10.34
第18計算期間	△38.60

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

＜参考＞

「日本株バリュー・ファンド・マザーファンド」

(1) 投資状況

平成20年12月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	5,104,869,300	97.73
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	118,548,403	2.27
純資産総額		5,223,417,703	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成20年12月30日現在

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)		
日本	日本電信電話	株式	情報・ 通信業	886	460,000.00 468,000.00	407,560,000 414,648,000	— —	— 7.94
日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	110,600	2,948.59 2,905.00	326,114,246 321,293,000	— —	— 6.15
日本	三菱重工業	株式	機械	639,000	403.00 395.00	257,517,000 252,405,000	— —	— 4.83
日本	本田技研工業	株式	輸送用機器	121,300	2,035.00 1,906.00	246,845,500 231,197,800	— —	— 4.43
日本	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	402,700	476.34 549.00	191,823,625 221,082,300	— —	— 4.23
日本	日立製作所	株式	電気機器	500,000	424.00 345.00	212,000,000 172,500,000	— —	— 3.30
日本	大阪瓦斯	株式	電気・ ガス業	391,000	406.00 414.00	158,746,000 161,874,000	— —	— 3.10
日本	住友商事	株式	卸売業	187,000	799.00 780.00	149,413,000 145,860,000	— —	— 2.79
日本	ソニー	株式	電気機器	73,300	1,917.00 1,922.00	140,516,100 140,882,600	— —	— 2.70
日本	セブン&アイ・ホールディングス	株式	小売業	44,000	3,010.00 3,050.00	132,440,000 134,200,000	— —	— 2.57
日本	王子製紙	株式	パルプ・紙	228,000	502.66 525.00	114,606,480 119,700,000	— —	— 2.29
日本	中央三井トラスト・ホールディングス	株式	銀行業	278,000	377.19 430.00	104,858,846 119,540,000	— —	— 2.29
日本	京セラ	株式	電気機器	18,300	6,600.00 6,380.00	120,780,000 116,754,000	— —	— 2.24
日本	三井住友海上グループホールディングス	株式	保険業	41,600	2,200.00 2,785.00	91,520,000 115,856,000	— —	— 2.22
日本	パナソニック	株式	電気機器	98,000	1,066.00 1,113.00	104,468,000 109,074,000	— —	— 2.09
日本	クボタ	株式	機械	159,000	595.00 634.00	94,605,000 100,806,000	— —	— 1.93
日本	ダイハツ工業	株式	輸送用機器	128,000	819.00 783.00	104,832,000 100,224,000	— —	— 1.92
日本	住友金属鉱山	株式	非鉄金属	104,000	885.00 942.00	92,040,000 97,968,000	— —	— 1.88
日本	大林組	株式	建設業	173,000	553.00 530.00	95,669,000 91,690,000	— —	— 1.76
日本	三菱商事	株式	卸売業	70,600	1,150.00 1,238.00	81,190,000 87,402,800	— —	— 1.67
日本	三井物産	株式	卸売業	97,000	832.23 901.00	80,726,889 87,397,000	— —	— 1.67
日本	積水化学工業	株式	化学	146,000	524.00 556.00	76,504,000 81,176,000	— —	— 1.55
日本	関西電力	株式	電気・ ガス業	29,900	2,635.00 2,600.00	78,786,500 77,740,000	— —	— 1.49
日本	新日本製鐵	株式	鉄鋼	259,000	300.74 290.00	77,891,862 75,110,000	— —	— 1.44
日本	出光興産	株式	石油・ 石炭製品	13,000	5,210.00 5,700.00	67,730,000 74,100,000	— —	— 1.42
日本	ブリヂストン	株式	ゴム製品	52,700	1,537.00 1,327.00	80,999,900 69,932,900	— —	— 1.34
日本	静岡銀行	株式	銀行業	65,000	887.00 1,028.00	57,655,000 66,820,000	— —	— 1.28

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	株式数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率（％） 償還期限 （年/月/日）	投資 比率 （％）
					単価（円）	金額（円）		
日本	九州電力	株式	電気・ ガス業	27,900	2,355.00 2,390.00	65,704,500 66,681,000	— —	1.28
日本	宇部興産	株式	化学	266,000	203.16 247.00	54,041,229 65,702,000	— —	1.26
日本	日本電気	株式	電気機器	202,000	264.00 297.00	53,328,000 59,994,000	— —	1.15

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成20年12月30日現在

種類／業種別		投資比率(%)
株式	建設業	2.90
	食料品	2.14
	繊維製品	0.67
	パルプ・紙	2.29
	化学	4.20
	医薬品	1.48
	石油・石炭製品	1.42
	ゴム製品	1.34
	ガラス・土石製品	0.45
	鉄鋼	1.44
	非鉄金属	2.82
	金属製品	1.06
	機械	6.76
	電気機器	12.00
	輸送用機器	13.48
	電気・ガス業	6.89
	陸運業	1.10
	海運業	1.83
	情報・通信業	9.59
	卸売業	6.66
	小売業	2.57
	銀行業	9.62
	証券・商品先物取引業	1.09
	保険業	2.80
	不動産業	0.67
	サービス業	0.48
合 計		97.73

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成12年3月31日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成13年4月1日	委託会社を東海投信投資顧問株式会社からパートナーズ投信株式会社（平成13年4月2日にユーエフジェイパートナーズ投信株式会社に社名変更）に変更
平成17年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
申込手数料	申込価額×3.15%※（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。 スイッチングの際の申込手数料は、上記手数料の範囲内で販売会社が定めるものとします。 ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
申込方法	取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。 （注）半日営業日とは東京証券取引所の半休日をいいます。

その他	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。 日本株セレクト・オープン“日本新世紀”を構成するファンドは以下の通りです。 追加型証券投資信託 日本株バリュー・ファンド 追加型証券投資信託 日本株グロース・ファンド 追加型証券投資信託 日本・小型株・ファンド 追加型証券投資信託 日本株スタイル・ミックス・ファンド 追加型証券投資信託 日本株インカム・ファンド
-----	--

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1万口単位または1口単位として販売会社が定める単位 ただし、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合等は1口単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認ください。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時（半日営業日は午前11時）までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の解約請求については正午（半日営業日は午前10時）までをお願いいたします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3)【信託期間】

信託期間	平成12年3月31日から平成22年3月31日まで ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。
------	--

(4)【計算期間】

計算期間	原則として、毎年6月11日から12月10日までおよび12月11日から翌年6月10日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、解約時に当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、受益者に支払います。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第4【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間（平成19年12月11日から平成20年6月10日まで）および第18期計算期間（平成20年6月11日から平成20年12月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

日本株バリュー・ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 17 期 [平成20年6月10日現在]	第 18 期 [平成20年12月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	51,796,343	39,024,240
親投資信託受益証券	5,103,137,047	3,007,212,262
未収入金	4,209,689	551,586
未収利息	700	317
流動資産合計	5,159,143,779	3,046,788,405
資産合計	5,159,143,779	3,046,788,405
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,592,400	1,988,998
未払受託者報酬	2,633,100	2,157,210
未払委託者報酬	36,863,422	30,200,908
その他未払費用	210,000	210,000
流動負債合計	45,298,922	34,557,116
負債合計	45,298,922	34,557,116
純資産の部		
元本等		
元本	※1 4,279,997,353	※1 4,106,719,791
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 833,847,504	※2 △1,094,488,502
（分配準備積立金）	762,143,239	730,563,098
元本等合計	5,113,844,857	3,012,231,289
純資産合計	5,113,844,857	3,012,231,289
負債純資産合計	5,159,143,779	3,046,788,405

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 17 期 自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日	第 18 期 自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日
営業収益		
受取利息	81,005	65,135
有価証券売買等損益	△568,039,979	△1,885,036,372
営業収益合計	△567,958,974	△1,884,971,237
営業費用		
受託者報酬	2,633,100	2,157,210
委託者報酬	36,863,422	30,200,908
その他費用	210,000	210,000
営業費用合計	39,706,522	32,568,118
営業利益	△607,665,496	△1,917,539,355
経常利益	△607,665,496	△1,917,539,355
当期純利益	△607,665,496	△1,917,539,355
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△22,371,183	△27,366,802
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,451,595,728	833,847,504
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,214,893	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,214,893	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	44,668,804	38,163,453
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	44,668,804	36,735,554
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	1,427,899
分配金	※1 0	※1 0
期末剰余金又は期末欠損金（△）	833,847,504	△1,094,488,502

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 17 期 (自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日)	第 18 期 (自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日)
有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同 左 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 同 左 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 同 左 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同 左 ③時価が入手できなかった有価証券 同 左

(貸借対照表に関する注記)

	第 17 期 [平成20年6月10日現在]	第 18 期 [平成20年12月10日現在]
※ 1 期首元本額	4,364,062,206円	4,279,997,353円
期中追加設定元本額	50,511,424円	15,392,286円
期中一部解約元本額	134,576,277円	188,669,848円
※ 2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	—	1,094,488,502円
3 計算期間末日における受益権の総数	4,279,997,353口	4,106,719,791口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1948円 (11,948円)	0.7335円 (7,335円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 17 期 (自 平成19年12月11日 至 平成20年6月10日)

※ 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	1,472,977円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	926,741,928円
分配準備積立金額	D	760,670,262円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,688,885,167円
当ファンドの期末残存口数	F	4,279,997,353口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,945円
1万口当たり分配金額	H	—
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—

第 18 期（自 平成20年6月11日 至 平成20年12月10日）

※ 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	1,984,092円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	—
収益調整金額	C	891,946,116円
分配準備積立金額	D	728,579,006円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,622,509,214円
当ファンドの期末残存口数	F	4,106,719,791口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,950円
1万口当たり分配金額	H	—
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 17 期 [平成20年6月10日現在]		第 18 期 [平成20年12月10日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,103,137,047	△539,373,639	3,007,212,262	△1,851,266,060
合計	5,103,137,047	△539,373,639	3,007,212,262	△1,851,266,060

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

- 取引の状況に関する事項
該当事項はありません。
- 取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

- 株式
該当事項はありません。
- 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数 (口)	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	日本株バリュー・ファンド・マザーファンド	2,305,437,184	3,007,212,262	
	親投資信託受益証券 小計	2,305,437,184	3,007,212,262	
合計		2,305,437,184	3,007,212,262	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「日本株バリュー・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

[次へ](#)

「日本株バリュー・ファンド・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	[平成20年6月10日現在]	[平成20年12月10日現在]
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		130,873,551	80,967,817
株式		9,569,857,100	5,087,977,100
未収入金		780,609,602	463,907,037
未収配当金		61,370,650	2,840,800
未収利息		1,769	659
流動資産合計		10,542,712,672	5,635,693,413
資産合計		10,542,712,672	5,635,693,413
負債の部			
流動負債			
未払金		752,723,129	416,386,969
未払解約金		4,298,594	3,718,952
流動負債合計		757,021,723	420,105,921
負債合計		757,021,723	420,105,921
純資産の部			
元本等			
元本	※1	4,636,063,020	3,998,570,640
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		5,149,627,929	1,217,016,852
元本等合計		9,785,690,949	5,215,587,492
純資産合計		9,785,690,949	5,215,587,492
負債純資産合計		10,542,712,672	5,635,693,413

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年6月11日から12月10日まで、および12月11日から翌年6月10日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	(自 平成19年12月11日 至 平成20年 6月10日)	(自 平成20年 6月11日 至 平成20年12月10日)
有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	同 左 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同 左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同 左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同 左

（貸借対照表に関する注記）

	[平成20年6月10日現在]	[平成20年12月10日現在]
※ 1 期首	平成19年12月11日	平成20年6月11日
期首元本額	4,514,820,207円	4,636,063,020円
期首からの追加設定元本額	536,248,580円	277,033,374円
期首からの一部解約元本額	415,005,767円	914,525,754円
元本の内訳※		
日本株バリュー・ファンド	2,417,631,726円	2,305,437,184円
日本株スタイル・ミックス・ファンド	547,072,792円	374,583,765円
三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF （適格機関投資家限定）	489,754,153円	344,490,863円
日本株バリュー・ファンドVA	120,115,812円	119,806,103円
<DC>日本株スタイル・ミックス・ファンド	1,061,488,537円	854,252,725円
（合 計）	4,636,063,020円	3,998,570,640円
2 計算期間末日における受益権の総数	4,636,063,020口	3,998,570,640口
3 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.1108円 (21,108円)	1.3044円 (13,044円)

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成20年6月10日現在]		[平成20年12月10日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	9,569,857,100	195,514,202	5,087,977,100	△1,241,957,609
合計	9,569,857,100	195,514,202	5,087,977,100	△1,241,957,609

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

- 取引の状況に関する事項
該当事項はありません。
- 取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

（単位：円）

コード	銘 柄	株式数	評 価 額		備 考
	銘 柄 名		単 価	金 額	
1802	大林組	173,000	553	95,669,000	
1925	大和ハウス工業	69,000	837	57,753,000	
2503	キリンホールディングス	48,000	1,150	55,200,000	
2802	味の素	55,000	1,004	55,220,000	
3401	帝人	242,000	254	61,468,000	
3861	王子製紙	226,000	494	111,644,000	
4182	三菱瓦斯化学	92,000	323	29,716,000	
4204	積水化学工業	146,000	524	76,504,000	
4208	宇部興産	138,000	197	27,186,000	
4901	富士フイルムホールディングス	58,300	2,175	126,802,500	
4535	大正製薬	22,000	1,852	40,744,000	
4568	第一三共	16,800	1,871	31,432,800	
5019	出光興産	13,000	5,210	67,730,000	
5108	ブリヂストン	52,700	1,537	80,999,900	
5202	日本板硝子	330,000	306	100,980,000	
5401	新日本製鐵	186,000	303	56,358,000	
5406	神戸製鋼所	125,000	161	20,125,000	
5713	住友金属鉱山	104,000	885	92,040,000	
5802	住友電気工業	72,600	753	54,667,800	
5901	東洋製罐	46,200	1,548	71,517,600	
6326	クボタ	159,000	595	94,605,000	
7011	三菱重工業	639,000	403	257,517,000	
6501	日立製作所	623,000	424	264,152,000	
6701	日本電気	202,000	264	53,328,000	

コード	銘 柄	株式数	評 価 額		備 考
	銘 柄 名		単 価	金 額	
6752	パナソニック	98,000	1,066	104,468,000	
6758	ソニー	73,300	1,917	140,516,100	
6762	T D K	8,500	2,915	24,777,500	
6971	京セラ	18,300	6,600	120,780,000	
7203	トヨタ自動車	92,800	2,930	271,904,000	
7262	ダイハツ工業	153,000	819	125,307,000	
7267	本田技研工業	121,300	2,035	246,845,500	
7270	富士重工業	215,000	276	59,340,000	
9503	関西電力	29,900	2,635	78,786,500	
9508	九州電力	27,900	2,355	65,704,500	
9513	電源開発	15,300	3,530	54,009,000	
9532	大阪瓦斯	391,000	406	158,746,000	
9062	日本通運	153,000	400	61,200,000	
9101	日本郵船	107,000	528	56,496,000	
9104	商船三井	69,000	550	37,950,000	
4676	フジ・メディア・ホールディングス	267	122,000	32,574,000	
9404	日本テレビ放送網	5,500	9,530	52,415,000	
9432	日本電信電話	942	460,000	433,320,000	
8001	伊藤忠商事	62,000	420	26,040,000	
8031	三井物産	32,000	796	25,472,000	
8053	住友商事	187,000	799	149,413,000	
8058	三菱商事	70,600	1,150	81,190,000	
3382	セブン&アイ・ホールディングス	44,000	3,010	132,440,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	291,300	468	136,328,400	
8309	中央三井トラスト・ホールディングス	146,000	353	51,538,000	
8355	静岡銀行	65,000	887	57,655,000	
8369	京都銀行	53,000	927	49,131,000	
8385	伊予銀行	38,000	1,021	38,798,000	
8606	新光証券	296,000	188	55,648,000	
8725	三井住友海上グループホールディングス	41,600	2,200	91,520,000	
8766	東京海上ホールディングス	11,700	2,310	27,027,000	
8815	東急不動産	104,000	317	32,968,000	
4324	電通	143	170,000	24,310,000	
合 計		6,860,952	—	5,087,977,100	

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成20年12月30日現在
(単位：円)

I 資産総額	3,002,626,881
II 負債総額	2,571,683
III 純資産総額 (I－II)	3,000,055,198
IV 発行済口数	4,050,900,500 口
V 1口当たり純資産価額 (III／IV)	0.7406 (1万口当たり 7,406)

<参考>

「日本株バリュー・ファンド・マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成20年12月30日現在
(単位：円)

I 資産総額	5,223,631,017
II 負債総額	213,314
III 純資産総額 (I－II)	5,223,417,703
IV 発行済口数	3,962,880,846 口
V 1口当たり純資産価額 (III／IV)	1.3181 (1万口当たり 13,181)

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	8,705,273,095	1,478,320,000	7,226,953,095
第2計算期間	1,528,828,122	4,056,585,586	4,699,195,631
第3計算期間	4,246,073,908	2,254,702,954	6,690,566,585
第4計算期間	2,922,187,717	1,190,110,446	8,422,643,856
第5計算期間	494,105,473	4,092,843,037	4,823,906,292
第6計算期間	779,224,313	367,888,389	5,235,242,216
第7計算期間	164,877,277	660,598,258	4,739,521,235
第8計算期間	1,636,530,569	1,704,085,990	4,671,965,814
第9計算期間	1,551,875,138	1,863,350,313	4,360,490,639
第10計算期間	916,597,315	383,168,579	4,893,919,375
第11計算期間	444,089,737	1,055,537,244	4,282,471,868
第12計算期間	1,595,605,058	1,260,961,440	4,617,115,486
第13計算期間	1,540,018,429	826,494,440	5,330,639,475
第14計算期間	295,196,630	624,495,897	5,001,340,208
第15計算期間	526,530,465	989,942,329	4,537,928,344
第16計算期間	353,244,660	527,110,798	4,364,062,206
第17計算期間	50,511,424	134,576,277	4,279,997,353
第18計算期間	15,392,286	188,669,848	4,106,719,791

(注) 第1計算期間の設定口数は、当初募集期間の当初設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成21年1月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成21年1月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用

業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年1月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	317	4,519,140
追加型公社債投資信託	18	432,416
単位型株式投資信託	10	79,738
単位型公社債投資信託	6	71,532
合 計	351	5,102,826

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表については、改正前の財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）」に基づき作成されており、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表については、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

なお、第22期事業年度の財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しており、第23期事業年度以降の財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第22期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表について、並びに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表及び第24期事業年度に係る中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる監査並びに中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第22期 (平成19年3月31日現在)		第23期 (平成20年3月31日現在)	
区 分	注記 番号	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※2	25,044,571		13,048,512	
有価証券	※2	—		7,000,000	
支払委託金					
収益分配金		17,420		—	
償還金		69		—	
前払費用		138,695		176,784	
未収入金		—		754,110	
未収委託者報酬		6,408,326		5,719,241	
未収収益	※2	14,223		9,851	
繰延税金資産		607,504		470,611	
金銭の信託	※2	1,000,000		1,000,000	
その他		3,914		2,358	
流動資産 計			66.7	28,181,470	58.4
固定資産					
有形固定資産					
建物	※1	414,150		378,922	
器具備品	※1	172,050		165,354	
土地		1,205,032		1,205,031	
		1,791,232	3.6	1,749,308	3.6
無形固定資産					
電話加入権		15,873		15,822	
ソフトウェア		485,390		833,346	
その他		19,575		200	
		520,838	1.0	849,369	1.8
投資その他の資産					
長期性預金	※2	3,000,000		—	
投資有価証券		10,112,298		15,643,182	
関係会社株式		321,212		481,812	
長期差入保証金	※2	796,527		844,628	
長期前払費用		61,765		44,419	
繰延税金資産		—		437,600	
その他		20,485		20,485	
		14,312,287	28.7	17,472,127	36.2
固定資産 計		16,624,357	33.3	20,070,805	41.6
資産合計		49,859,079	100.0	48,252,276	100.0

		第22期 (平成19年3月31日現在)		第23期 (平成20年3月31日現在)	
区 分	注記 番号	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		237,974		123,164	
未払金					
未払収益分配金		111,886		259,035	
未払償還金		2,489,887		2,234,769	
未払手数料	※2	2,690,638		2,414,475	
その他未払金		338,996		122,624	
未払費用	※2	1,815,388		1,190,361	
未払消費税等		369,645		150,778	
未払法人税等		5,516,634		3,063,071	
仮受金		—		9	
賞与引当金		388,200		473,000	
流動負債 計			28.0		20.8
固定負債					
長期未払金		88,923		40,175	
退職給付引当金		16,227		13,752	
役員退職慰労引当金		92,309		80,428	
繰延税金負債		392,835		—	
固定負債 計		590,294	1.2	134,355	0.3
負債合計		14,549,542	29.2	10,165,645	21.1
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		2,000,132	4.0	2,000,131	4.1
資本剰余金					
資本準備金		222,096		222,096	
資本剰余金合計		222,096	0.4	222,096	0.5
利益剰余金					
利益準備金		342,590		342,589	
その他利益剰余金					
別途積立金		6,998,000		6,998,000	
繰越利益剰余金		23,917,281		28,643,217	
利益剰余金合計		31,257,870	62.7	35,983,807	74.6
株主資本合計		33,480,098	67.1	38,206,035	79.2
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差 額金		1,829,439	3.7	△119,404	△0.2
純資産合計		35,309,537	70.8	38,086,630	78.9
負債純資産合計		49,859,079	100.0	48,252,276	100.0

(2) 【損益計算書】

		第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比 (%)	金 額 (千円)		百分比 (%)
営業収益		52,045,703			53,528,583		
委託者報酬		19,999			17,390		
その他営業収益		18,783			9,522		
投資顧問料			52,084,485	100.0		53,555,496	100.0
その他							
営業費用	※3	22,786,893			23,552,779		
支払手数料		995,900			1,256,792		
広告宣伝費		19,133			4,837		
公告費		59,791			—		
受益証券発行費							
調査費		565,864			708,443		
調査費		5,266,273			5,547,898		
委託調査費		202,957			248,027		
事務委託費							
営業雑経費		126,621			119,248		
通信費		689,183			675,259		
印刷費		34,260			43,595		
協会費		10,781			6,863		
諸会費		696,050	31,453,706	60.4	858,095	33,021,841	61.6
事務機器関連費							
一般管理費	※1	196,664			176,700		
給料		2,707,050			3,069,369		
役員報酬		388,200			473,000		
給料・手当		344,539			383,722		
賞与引当金繰入		20,835			20,733		
福利厚生費		109,055			130,178		
交際費		127,679			129,920		
旅費交通費		532,938			666,879		
租税公課		97,607			116,927		
不動産賃借料		14,822			17,691		
退職給付費用		219,268			289,851		
役員退職慰労引当金繰入		316,957	5,075,614	9.7	348,524	5,823,499	10.9
固定資産減価償却費							
諸経費							
営業利益			15,555,165	29.9		14,710,155	27.5

		第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比 (%)	金 額 (千円)		百分比 (%)
営業外収益	※3 ※3	163,342	420,806	0.8	125,221	444,587	0.8
受取配当金		—			44,838		
有価証券利息		20,993			41,460		
受取利息		48,977			—		
有価証券償還益		177,864			227,953		
収益分配金等時効 完成分		9,630			5,113		
その他	※2	58,171	128,489	0.3	46,433	58,263	0.1
営業外費用							
収益分配金等時効 完成分支払額							
事務過誤費							
その他							
経常利益			15,847,482	30.4		15,096,480	28.2
特別利益	※2	14,549	247,136	0.5	1,279,301	1,279,301	2.4
投資有価証券売却益		7,062			—		
ゴルフ会員権売却益		225,525			—		
退職金制度移行終了益		2,089	94,588	0.2	429,258	470,081	0.9
特別損失		24,698			2,713		
投資有価証券売却損		—			21,312		
固定資産除却損		67,801			13,467		
投資有価証券清算損		—			3,330		
移転関連費用 造作変更費用							
税引前当期純利益			16,000,030	30.7		15,905,700	29.7
法人税、住民税及び 事業税		6,555,200	6,596,049	12.6	6,282,766	6,464,038	12.1
法人税等調整額		40,849			181,272		
当期純利益			9,403,981	18.1		9,441,661	17.6

重要な会計方針

項 目	第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1.有価証券の評価基準及び 評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同 左
2.固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物 38年であります。	同 左
(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
それ以外の無形固定資産	定額法を採用しております。	これに伴う、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 同 左
3.外貨建の資産又は負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左

項 目	第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4. 引当金の計上基準		
(1) 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。当期においては、貸倒実績がないことにより、貸倒引当金の計上は行っておりません。	—
(2) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同 左
(3) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。	同 左
	(追加情報) 当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成18年6月1日に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本移行に伴う当事業年度の損益に与える影響額は225,525千円（特別利益）であります。	—
(4) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同 左
5. 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同 左

会計方針の変更

第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は35,309,537千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	—

表示方法の変更

第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

— (損益計算書) 前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「事務過誤費」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。 なお、前事業年度における「事務過誤費」の金額は、1,882千円であります。	(貸借対照表) 前事業年度まで「現金及び預金」に表示しておりました譲渡性預金（当事業年度末7,000,000千円）は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日）及び「金融商品会計に関するQ & A」（会計制度委員会 最終改正平成20年3月25日）が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」として表示しております。 —
---	--

注記事項

(貸借対照表関係)

項 目	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
※ 1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 37,247千円 器具備品 51,780千円	建物 78,764千円 器具備品 88,022千円
※ 2.関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 21,883,195千円 未収収益 12,839千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期性預金 3,000,000千円 長期差入保証金 789,319千円 未払手数料 1,702,005千円 未払費用 220,217千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 9,365,450千円 有価証券 7,000,000千円 未収収益 5,253千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 1,365,738千円 未払費用 259,919千円

(損益計算書関係)

項 目	第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※ 1.役員報酬の限度額	取締役 年額 300,000千円以内 監査役 年額 40,000千円以内	—
※ 2.固定資産除却損の内訳	建物 4,563千円 器具備品 11,509千円 ソフトウェア 8,626千円	器具備品 2,713千円
※ 3.関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 15,770,594千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 15,834,106千円 有価証券利息 32,637千円 受取利息 38,093千円

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 前事業年度末及び当事業年度末における発行済株式の総数

普通株式 124,098株

2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものは平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,715,724千円
- ② 1株当たり配当額 38,000円
- ③ 基準日 平成19年3月31日
- ④ 効力発生日 平成19年6月29日

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成19年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,715,724千円
- ② 1株当たり配当額 38,000円
- ③ 基準日 平成19年3月31日
- ④ 効力発生日 平成19年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものは平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,728,133千円

② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	38,100円
④ 基準日	平成20年3月31日
⑤ 効力発生日	平成20年7月 1日

（有価証券関係）

第22期(平成19年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等	29,273	1,881,000	1,851,727
	債券	—	—	—
	その他	2,067,990	2,794,799	726,809
	小 計	2,097,263	4,675,799	2,578,536
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	4,774,995	4,733,222	△41,773
	小 計	4,774,995	4,733,222	△41,773
合 計		6,872,258	9,409,021	2,536,763

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,820,917	14,549	2,089

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	703,277 千円
子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	321,212 千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	—	1,119,513	—	—
合 計	—	1,119,513	—	—

第23期(平成20年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,783,231	2,083,831	300,599
	小 計	1,783,231	2,083,831	300,599
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,833,157	10,193,313	△639,843
	小 計	10,833,157	10,193,313	△639,843
合 計		12,616,389	12,277,145	△339,243

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
7,602,413	1,279,301	429,258

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,009,213千円
キャッシュファンド	1,005,546千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	—	782,596	—	—
合 計	—	782,596	—	—

(デリバティブ取引関係)

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	△ 947,118	△858,846
(2) 年金資産	974,982	727,035
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	27,864	△131,810
(4) 未認識数理計算上の差異	17,262	162,154
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	45,125	30,344
(6) 前払年金費用	61,352	44,096
(7) 退職給付引当金 (5)-(6)	△16,227	△13,752

3.退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(1) 勤務費用	18,136	22,905
(2) 利息費用	16,703	13,963
(3) 期待運用収益	△15,044	△14,624
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	20,893	17,916
(5) 退職給付費用	40,688	40,160
(6) 確定拠出年金制度への移行に伴う損益	△225,525	—
(7) その他	56,919	76,767
(8) 合計	△127,918	116,927

(注) 銀行0Bの退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

「(7) その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付の計算基礎に関する事項

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
(1) 割引率	1.5%	同 左
(2) 期待運用収益率	1.5%	同 左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における 従業員の平均支払期間以内の 一定の年数（8年）による定 額法により、翌事業年度より 費用処理しております。	同 左

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	722,140	700,082
有価証券評価損	281,113	252,334
ゴルフ会員権評価損	40,923	40,922
未払事業税	407,375	232,055
賞与引当金	157,959	192,463
役員退職慰労引当金	37,560	32,726
退職給付引当金	6,603	5,595
退職一時金未払	54,274	32,694
減価償却超過額	8,957	5,615
委託者報酬	68,152	89,452
その他有価証券評価差額金	—	138,038
その他	26,000	31,340
繰延税金資産 小計	1,811,056	1,753,321
評価性引当額	△696,607	△827,166
繰延税金資産 合計	1,114,449	926,154
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△874,816	—
前払年金費用	△24,964	△17,942
繰延税金負債合計	△899,780	△17,942
繰延税金資産（負債）の純額	△214,669	908,211

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同 左

（関連当事者との取引）

第22期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住 所	資本金	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の 関係会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に係る 事務代行手数料 の支払	6,292,704 千円	未払手数料	464,227 千円
							事務所の賃借	事務所敷金 追加差入	382,964 千円	長期差入 保証金	789,319 千円
							同上	事務所賃借料の 支払	526,829 千円	—	—
その他の 関係会社	(株)三菱 東京UFJ銀行	東京都 千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に係る 事務代行手数料 の支払	9,477,890 千円	未払手数料	1,237,778 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預 入	7,000,000 千円	譲渡性 預金	7,000,000 千円
							同上	定期預金の預入	3,000,000 千円	定期 預金	3,000,000 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住 所	資本金	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社 の子会社	三菱UFJ 証券(株)	東京都 千代田区	65,518 百万円	証券業	—	—	当社投資信託の募 集の取扱及び投資 信託に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る事 務代行手数料の支 払	2,857,126 千円	未払手数料	513,498 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住 所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,882,050 千円	未払手数料	357,804 千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	43,826 千円	長期差入保証金	833,144 千円
							同上	事務所賃借料	643,380 千円	—	—
							投資の助言	投資助言料	365,963 千円	未払費用	198,106 千円
その他の関係会社	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,952,055 千円	未払手数料	1,007,933 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	28,000,000 千円	有価証券	7,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	32,637 千円	未収利息	5,253 千円
								株式の売却	1,296,000 千円	—	—
								株式の売却	197,568 千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のあるものについては、市場実勢等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のないものについては、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業	—	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,137,534 千円	未払手数料	643,244 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(1株当たり情報)

項 目	第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	284,529円46銭	306,907円68銭
1株当たり当期純利益	75,778円67銭	76,082円29銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項 目	第22期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当期純利益 (千円)	9,403,981	9,441,661
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	9,403,981	9,441,661
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

[次へ](#)

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
区 分	注記 番号	金額(千円)		構成比(%)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		12,419,154		
有価証券		7,000,000		
前払金		1,204		
前払費用		168,278		
未収入金		37,320		
未収委託者報酬		5,326,902		
未収収益		9,096		
繰延税金資産		445,672		
金銭の信託		1,000,000		
その他		4,911		
流動資産 計			26,412,540	57.8
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	367,242		
器具備品	※1	157,065		
土地		1,205,031		
		1,729,339		3.8
無形固定資産				
電話加入権		15,822		
ソフトウェア		790,848		
その他		178		
		806,849		1.8
投資その他の資産				
長期性預金		1,000,000		
投資有価証券		13,868,086		
関係会社株式		481,812		
長期差入保証金		844,628		
長期前払費用		24,395		
繰延税金資産		476,578		
その他		20,485		
		16,715,986		36.6
固定資産 計			19,252,174	42.2
資産合計			45,664,714	100.0

		当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)		
区 分	注記 番号	金額(千円)		構成比(%)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		147,659		
未払金				
未払収益分配金		256,063		
未払償還金		2,138,229		
未払手数料		2,244,639		
その他未払金		102,107		
未払費用		1,096,094		
未払消費税等	※2	134,849		
未払法人税等		2,740,931		
賞与引当金		472,800		
流動負債 計			9,333,375	20.4
固定負債				
退職給付引当金		15,194		
役員退職慰労引当金		61,097		
固定負債 計			76,291	0.2
負債合計			9,409,667	20.6
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			2,000,131	4.4
資本剰余金				
資本準備金		222,096		
資本剰余金合計			222,096	0.5
利益剰余金				
利益準備金		342,589		
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		
繰越利益剰余金		27,067,047		
利益剰余金合計			34,407,637	75.3
株主資本合計			36,629,865	80.2
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			△374,817	△0.8
評価・換算差額等合計			△374,817	△0.8
純資産合計			36,255,047	79.4
負債純資産合計			45,664,714	100.0

(2)中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比 (%)
営業収益				
委託者報酬		24,745,007		
その他営業収益				
投資顧問料		5,045		
その他		4,674	24,754,727	100.0
営業費用				
支払手数料		10,863,199		
広告宣伝費		529,331		
公告費		2,014		
調査費				
調査費		377,971		
委託調査費		2,612,896		
事務委託費		109,983		
営業雑経費				
通信費		55,041		
印刷費		328,320		
協会費		22,094		
諸会費		2,451		
事務機器関連費		413,134	15,316,439	61.9
一般管理費				
給料				
役員報酬		85,740		
給料・手当		1,356,719		
賞与引当金繰入		472,800		
福利厚生費		213,444		
交際費		11,572		
旅費交通費		61,453		
租税公課		67,179		
不動産賃借料		328,936		
退職給付費用		75,222		
役員退職慰労引当金繰入		9,760		
固定資産減価償却費	※1	165,749		
諸経費		165,824	3,014,402	12.2
営業利益			6,423,885	25.9

		当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比 (%)
営業外収益				
受取配当金		185,609		
有価証券利息		27,379		
受取利息		10,774		
収益分配金等時効完成分		68,788		
その他		3,204	295,755	1.2
営業外費用				
収益分配金等時効完成分支払額		19,436		
投資有価証券償還損		7,001		
その他		1,675	28,113	0.1
経常利益			6,691,528	27.0
特別利益				
投資有価証券売却益			15,399	0.1
特別損失				
投資有価証券売却損		14,718		
投資有価証券評価損		766,565		
固定資産除却損		14		
過年度投資助言料		3,805	785,104	3.2
税引前中間純利益			5,921,822	23.9
法人税、住民税及び事業税		2,783,898		
法人税等調整額		△14,039	2,769,858	11.2
中間純利益			3,151,963	12.7

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630
当中間会計期間中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,728,133	△ 4,728,133	△ 4,728,133		△ 4,728,133
中間純利益						3,151,963	3,151,963	3,151,963		3,151,963
株主資本以外の項目 の当中間会計期間中 の変動額（純額）									△ 255,412	△ 255,412
当中間会計期間中の 変動額合計						△ 1,576,170	△ 1,576,170	△ 1,576,170	△ 255,412	△ 1,831,582
当中間会計期間末高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,067,047	34,407,637	36,629,865	△ 374,817	36,255,047

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(有価証券) 子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。時価のないものは移動平均法に よる原価法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	
(1)有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物38年であります。
(2)無形固定資産 自社利用のソフトウェア それ以外の無形固定資産	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(2)退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ き、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法 により、翌事業年度より費用処理することとしております。
(3)役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処 理しております。
5. その他中間財務諸表作成の ための基本となる重要な事項	(消費税等の会計処理) 税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
※1.有形固定資産の 減価償却累計額	建物 97,340 千円 器具備品 109,801 千円
※2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺 のうえ、「未払消費税等」に含めて表示して おります。

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1.減価償却実施額	有形固定資産 40,692 千円 無形固定資産 125,056 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2. 配当に関する事項

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 4,728,133千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 38,100円
- ④ 基準日 平成20年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成20年7月 1日

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式等	—	—	—
債券	—	—	—
その他	11,143,217	10,497,066	△ 646,151
合計	11,143,217	10,497,066	△ 646,151

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,012,322千円
キャッシュファンド	1,007,421千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項 目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1株当たり純資産額	292,148 円52銭
1株当たり中間純利益金額	25,398 円99銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項 目	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間純利益 (千円)	3,151,963
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	3,151,963
期中平均株式数 (株)	124,098

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
 ②資本金の額：324,279百万円（平成20年9月末現在）
 ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (平成20年9月末現在)	③事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,252百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	36,000百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 三菱東京UFJ銀行	996,973百万円	銀行業務を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,308百万円 (平成20年11月4日現在)	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （2）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成21年1月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%（37,230株）、株式会社三菱東京UFJ銀行は15.0%（18,615株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成20年9月9日 有価証券報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年1月21日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株バリュー・ファンドの平成20年6月11日から平成20年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株バリュー・ファンドの平成20年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月29日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士

桃崎 有治 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士

村山 周平 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士

五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年7月23日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株バリュー・ファンドの平成19年12月11日から平成20年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株バリュー・ファンドの平成20年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。